

第2期 特定健康診査等実施計画

中部アイティ産業健康保険組合

(第2期計画期間:平成25年度～平成29年度)

背景及び趣旨

我が国は国民皆保険のもと世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかし、急速な少子高齢化や国民の意識変化などにより大きな環境変化に直面しており、医療制度を持続可能なものにするために、その構造改革が急務となっている。

このような状況に対応するため、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、保険者は被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査(特定健康診査)及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導(特定保健指導)を実施することとされた。

本計画は、当健康保険組合の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めるものである。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律第19条により、5年ごとに5年を一期として特定健康診査等実施計画をさだめることとする。

当健保組合の現状

当健保組合は、岐阜県大垣市に所在し情報サービス業を主たる業とする事業所が加入している総合型の健保組合である。

平成24年9月末の事業所数は234社で、全国27都道府県に所在する。被保険者数は10,215人、被扶養者数は8,031人であるが、中部地区に約47%、信越・関東・東北に約12%、近畿・中国・四国・九州に約41%在勤している。

加入事業者は、被保険者50名以下の事業所が全体の約71.5%を占めている。1事業所あたりの平均被保険者数は、約45人である。

当健保組合に加入している被保険者は、平均年齢が37.2歳で、男性が全体の80%を占める。扶養率は78.6%となっている。

健康診断については、全国に132の健診機関と契約し、契約健診機関で受診できない方のために補助金の助成を実施、また、契約健診機関・健診事業者が実施する共同巡回健診も行っている。

契約内容は、特定健診・一般健診・生活習慣病健診・人間ドック・女性検診・前立腺がん検診を契約している。

平成23年度の基本健診の実施人数は、契約医療機関で6,500人(内訳:被保険者6,187人、被扶養者313人)、契約医療機関外で2,970人(内訳:被保険者2,903人、被扶養者67人)、委託機関による共同巡回健診で30人の計9,486人(内訳:被保険者9,090人、被扶養者410人)である。また、特定健診受診率は、69.3%・特定保健指導実施率は、21.9%となっている。

特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

1 特定健康診査等の基本的考え方

日本内科学会等内科系8学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能であり、発症した後でも血糖、血圧をコントロールすることにより重病化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や、体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。

2 特定健康診査等の実施に係る留意事項

今後、市町村国保の行う健康診査を受診している被扶養者の数を調査し、そのデータを受領するとともに、今後は当健保組合が主体となって特定健診を行いそのデータを管理する。

3 事業者等が行う健康診断及び保健指導との関係

従来から事業者による健診を実施し、健診費用を当健保組合が一部負担して、そのデータを健診機関から受領している。

4 特定保健指導の基本的考え方

生活習慣病予備群の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援することにある。

I 達成目標

1 特定健康診査の実施に係る目標

平成29年度における特定健康診査の実施率を85.0%とする。

この目標を達成するために、平成25年度以降の実施率(目標)を以下のように定める。

目標実施率

(%)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	国の参酌標準
被保険者	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	—
被扶養者	24.1	30.0	32.4	39.25	46.5	—
被保険者+被扶養者	73.9	78.1	80.4	82.7	85.0	85

2 特定保健指導の実施に係る目標

平成29年度における特定保健指導の実施率を30.0%とする。

この目標を達成するために、平成25年度以降の実施率(目標)を以下のように定める。

目標実施率

(被保険者+被扶養者)

(人)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	国の参酌標準
40歳以上対象者(人)	3,797	3,931	4,976	5,460	5,987	—
特定保健指導対象者数(推計)	1,176	1,217	1,543	1,692	1,856	—
実施率(%)	22.7	26.2	27.4	28.8	30	30
実施者数	267	319	423	488	557	—

契約健診機関は、現在の健診医療機関に加え、随時新規契約し保健指導契約を締結する。

尚、保健指導については、主に、全国対応可能な事業者へ委託する。

3 特定健康診査等の実施の成果に係る目標

平成29年度において、平成25年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率を25%以上とする。

II 特定健康審査等の対象者数

1 対象者数

①特定健康診査

被保険者

(人)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
40歳以上対象者 (推計値)	3,375	3,467	4,409	4,737	5,089
目標実施率(%)	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8
目標実施者数	3,368	3,461	4,400	4,728	5,079

被扶養者

(人)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
40歳以上対象者 (推計値)	1,757	1,564	1,780	1,865	1,954
目標実施率(%)	24.1	30.0	32.4	39.25	46.5
目標実施者数	424	470	576	732	908

被保険者＋被扶養者

(人)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
40歳以上対象者 (推計値)	5,132	5,031	6,189	6,602	7,043
目標実施率(%)	73.9	78.1	80.4	82.7	85.0
目標実施者数	3,797	3,931	4,976	5,460	5,987

②特定保健指導の対象者数

被保険者＋被扶養者

(人)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
40歳以上対象者	3,797	3,931	4,976	5,460	5,987
動機付け支援対象者	531	550	697	764	838
実施率(%)	20	25.8	27.2	28.6	30.0
実施者数	106	142	190	219	251
積極的支援対象者	645	667	846	928	1,018
実施率(%)	25	26.5	27.5	29.0	30.0
実施者数	161	177	233	269	306
保健指導対象者計	1,176	1,217	1,543	1,692	1,856
実施率(%)	22.7	26.2	27.4	28.8	30.2
実施者数	267	319	423	488	557

Ⅲ 特定健康診査等の実施方法

(1)実施場所

特定健診は、被保険者については、委託健診機関が実施する一般健診、生活習慣病健診、人間ドックで実施する他、かかりつけ医療機関での受診を利用する。被扶養者については、委託健診機関が実施する共同巡回健診、特定健診、一般健診、生活習慣病健診、人間ドックで実施する他、パート先の健診やかかりつけ医療機関での受診を利用する。

被保険者の特定保健指導は、全国展開をしている事業者及び健診機関に委託して実施する。被扶養者の特定保健指導については、被保険者への指導方法に加え、共同巡回健診における特定保健指導に委託する。

(2)実施項目

実施項目は、被保険者については、従来から実施している一般健診・生活習慣病健診・半日人間ドックを実施することにより、標準的な健診・保健指導プログラム第2編第2章に記載されている健診項目とする。

(3)実施時期

実施時期は、4月から12月までとする。

(4)受診方法

当健保組合における従来の健診システムを踏襲し、受診者がホームページ等により選択した希望健診機関に予約を行い特定健診・特定保健指導を受ける。

(5)周知・案内方法

周知は、当健保組合機関紙等に掲載するとともにホームページに掲載して行う。

(6)健診データの受領方法

健診のデータは、契約健診機関を通じ電子データを随時(又は月単位)受領して、当健保組合で保管する。また、特定保健指導について外部委託先機関実施分についても同様に電子データで受領するものとする。

なお、保管年数は当健保組合が実施した分も含め5年とする。

(7)特定保健指導対象者の選出の方法

特保健指導の対象者については、アンケートにより行動変容を望むと思われるものから優先して選出する。また、効果の面からは、40歳代の者から優先して選出する。

IV 個人情報の保護

当健保組合は、中部アイティ産業健康保険組合個人情報保護管理規定を遵守する。

当健保組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

当健保組合のデータ管理者は、常務理事とする。またデータの利用者は当組合職員に限る。

外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

V 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、各事業所にパンフレットを送付するとともに、機関誌やホームページに掲載する。

VI 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

当計画については、毎年保健事業委員会において見直しを検討する。

また、平成 27 年度に 3 年間の評価を行い、目標と大きくかけ離れた場合その他必要がある場合には見直すこととする。